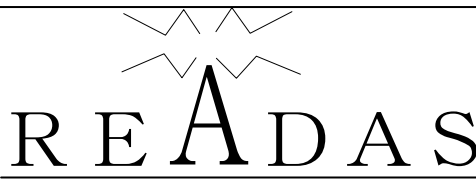


第 5996 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月11日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 内職者に支払う加工賃と源泉徴収

Q：製品の加工を内職者にお願いしようと思っています。材料は当社が負担して、作業はそれぞれの自宅で行い、出来高に応じて加工賃を支給する計画です。この加工賃は給与として源泉徴収が必要でしょうか？

A：源泉徴収の必要はありません。

【解説】

内職者が行う作業に対して支払う加工賃は、次の要件を満たす場合、内職者の事業所得となります。

- ①作業場所は自宅であること
- ②作業はそれぞれの自己の責任において行われ、会社から指揮監督を受けていないこと
- ③光熱費、通信費等の諸経費が内職者の自己負担であること
- ④不可抗力により材料が滅失したような場合の材料代は自己負担としていること。

したがって、この要件を満たす場合には、その作業に対する対価は事業所得となりますので、給与としての源泉徴収はする必要がありません。

逆に作業者が、会社から空間的、時間的な拘束を受けている場合は、その作業に対する対価は給与所得となりますので、源泉徴収が必要となります。

なお、消費税の計算上、内職者に支給する加工賃は、課税仕入の対象になりますが、給与所得となるものについては、課税仕入の対象とはなりませんので注意してください。

